

4

子ども・子育て 支援新制度

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートしました。

どんなことを進めるの

- 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

これまでとどう変わるの

- **保育所や幼稚園などの利用方法**
- 保育所、幼稚園(※1)や認定こども園の利用を希望する保護者に、利用のための認定を受けていただきます。
- 認定の区分と対象等は次のとおりです。



認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上で教育を希望する(保育の必要性がない)就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園



- **地域の子育て支援事業等の充実**
- 一時預かりや病児・病後児保育、また子育て支援センターや放課後児童クラブなど、地域の実情に応じた支援や体制の整備、充実を進めます。



子ども・子育て支援新制度
シンボルマーク

このほかにも様々な取り組みがありますが、子ども・子育て支援新制度の詳細については、内閣府ホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>



(※1)

私立幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の仕組みに入るか、従来どおりの体制で運営するか判断は各園に委ねられています。

新制度の仕組みに入る幼稚園は、新制度により新たに市から給付される施設型給付費を主な財源として運営を行います。施設の利用にあたっては市の認定が必要となります。なお、幼稚園保育料は、市が定める保育料となります。

従来どおりの運営を行う幼稚園は、県の私学助成補助等を主な財源として運営を行います。施設の利用にあたり市の認定は必要ありません。なお、幼稚園保育料は各園が決定します。